中小企業等経営強化法(旧生産性向上特別措置法)に 基づく課税標準の特例について

中小企業等経営強化法の規定により、柏原市の導入促進基本計画に適合し、柏原市から認定を受けた中小企業者等の先端設備等導入計画に記載された機械・装置等であって、一定の要件を満たした場合、課税標準の特例を受けることができます。

※令和3年6月16日をもって、先端設備導入計画の根拠法が「中小企業等経営強化法」に移行されました。

●対象者

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等のうち、以下の条件を満たす者。

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が 1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
- ※同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人を除く。
- ※2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人を除く。

●対象設備

先端設備等導入計画の認定を受けた資産のうち、以下の要件を全て満たす設備。

- ・生産性の向上に資するものの指標が旧モデル比で年平均1%以上向上するもの
- ・生産、販売活動等の用に直接供されるもの

資産の種類	用途又は細目	最低取得価格 (一台一基又は 一の取得価額)	販売開始時期
機械及び装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具及び備品	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備	全て	60万円以上	14年以内

構築物	全て	120万円以上	14年以内
事業用家屋	全て	120万円以上	

- ※建物附属設備については、償却資産として課税するものに限る。
- ※中古資産は対象外。
- ※事業用家屋については、下記の要件をすべて満たす必要があります。
- ・先端設備導入計画に盛り込まれた新築家屋であること
- ・家屋の内外に生産性向上(年平均1%以上)要件を満たす設備等が一体となって設置されること
- ・設置される先端設備の取得価額が300万円以上であること
- ・家屋の取得価格が120万円以上であること

●特例措置

平成30年6月6日から令和5年3月31日までに取得したものについて、固定 資産税が課されることとなった年度から3年度分、固定資産税の課税標準を0 (ゼロ)とします。

ただし、構築物及び事業用家屋は、令和2年4月30日から令和5年3月31日 までに取得したもの。

※先端設備等導入計画の**認定前に取得したものは対象外**となりますので、ご注意ください。

●申請方法

償却資産申告書及び種類別明細書の該当資産欄に特例適用の旨を記載のうえ、下 記の書類を添付して、提出してください。

- ・課税標準の特例適用申告書
- ・ 先端設備等導入計画に係る認定申請書 (写)、同申請の計画書 (写)
- ・ 先端設備等導入計画に係る認定書(写)
- ・認定経営革新等支援機関による確認書(写)
- •工業会証明書(写)

<認定後に工業会等による仕様等証明書を取得した場合>

・ 先端設備等に係る誓約書 (写)

<ファイナンスリース取引であって、リース会社が申告する場合> リース先の上記種類のほか、

- ・リース契約見積書(写)
- ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書(写)

<事業用家屋を申請する場合>

- ・取得価格が120万円以上であることを証する書類(領収書等)
- ・家屋に生産性向上要件を満たす設備等が設置されていることが確認できる書類 (図面等)